

平成31年10月～

消費税の軽減税率制度が実施されます！

軽減税率制度ってなに？

実施時期は？



平成31年10月1日
(消費税率引上げと同時)

税率はどうなるの？



標準税率 10%
軽減税率 8%

軽減税率の対象品目は何？



○酒類・外食を除く飲食料品
○週2回以上発行される新聞

消費税軽減税率制度に関する講習会

平成31年10月から、消費税率が10%に引き上げられるとともに、一部の品目の税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。軽減税率の対象品目は「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行される新聞」です。また、軽減税率の対象品目の売上や仕入（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等の発行や記帳などの経理を行う必要があります。また、自社で軽減税率の販売品目の取扱がなくても、経費のなかに軽減税率が含まれていると複数税率の処理が必要となる場合もあります。

当会では、大阪国税局の協力により、下記の通り講習会を開催致します。軽減税率制度は、なかなか理解できない複雑な制度と思われるので、是非この機会に受講されますようご案内致します。

- 開催日時 平成30年3月22日（木曜日）14時から
- 開催場所 印南町商工会館 2階研修室
- 講師 御坊税務署職員
- 受講料 無料
- 受講申込 裏面の受講申込書にて申し込んで下さい。

主催（問合せ・申込先）

印南町商工会

日高郡印南町印南2265-4

電話 0738-42-0217 FAX 0738-42-0401

消費税軽減税率制度受講申込書

事業所名		
事業所所在地		
参加者氏名	①	②

* ご記入頂きました個人情報は、本事業に関するご案内、情報提供にのみ利用させていただきます。